

介護職員等処遇改善加算取得状況

取得状況(2024/10/1~)

拠点区分	サービス	旧加算 [加算率]	新加算 [加算率]
サンスマイルヘルパーセンター	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算(Ⅱ) [22.4%]	加算(Ⅱ(イ)) [24.9%]
サンスマイル日野	地域密着型特定入居者 生活支援	加算(Ⅱ) [12.2%]	加算(Ⅱ(イ)) [14.2%]

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

介護職員等処遇改善加算

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	手当 賞与
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程：賃金規程)
	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善賞与として、並びに処遇改善加算手当として支給します(契約社員は月額20,000円、正社員は月額25,000円から勤務年数により増加、並びに両社員とも勤務査定により±20,000円の増減、上限60,000円。パートタイム社員は時給20円、勤務査定等により±20円の増減。いずれの場合も0円にはならない)。 ・処遇改善賞与の支給時期は原則12月と5月の年2回支給します。 ・「その他の介護職員」については、正社員に対しては基本給の0.723ヶ月分(勤務査定により±0.6か月増減)、契約社員は正社員の8割(何れも勤務査定により±0.5ヶ月増減)。パートタイム社員については月平均勤務時間に一定額(70時間以上の者は500円、70時間未満の者は400円、査定により±400円増減あり。0円にならない。総額12万円が上限額)を乗じた額を支給します。 ・「その他の職種」については、正社員に対しては基本給の0.578ヶ月分、契約社員は正社員の8割(何れも勤務査定により±0.3か月増減)。パートタイム社員については月平均勤務時間に一定額(70時間以上の者は300円、70時間未満の者は240円、査定により±100円増減あり。0円にならない。総額12万円が上限額)を乗じた額を支給します。

(2)キャリアパス要件

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。

- | | |
|---|---|
| 一 | 職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。 |
| 二 | 二に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。 |
| 三 | 一及び二について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知している。 |

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。 オンライン等外部講師による介護技術向上の為の研修会を、今年度中に2回以上実施する。
		② 資格取得のための支援の実施 研修受講の為のシフト調整、研修費用の一部または全部補助
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	